



とちぎ材の家づくり支援事業は、事業内容を一部見直しいたします

事業内容の変更点

① 上乗せ補助	県産漆喰(しっくい)が追加になりました
② 優先採択要件	3世代同居・近居が追加になりました
③ 提出書類	申請書類の押印が廃止されました 木拾い表が提出不要になりました 建設業の許可通知書が提出不要になりました

変更内容の詳細

① 上乗せ補助について

新築住宅において、以下の要件に該当する場合に、10万円上乗せいたします。

- ・県産石材(大谷石・芦野石・深岩石)を内装材等に5m<sup>2</sup>以上使用
- ・伝統工芸品(鹿沼組子・日光彫)を内装材等に2m<sup>2</sup>以上使用
- ・県産漆喰(佐野市・栃木市)を内装材等に40m<sup>2</sup>以上使用

県産漆喰を  
追加!

② 優先採択について

各期において、予定戸数を超過した場合には、木材使用量の多い順に採択をします。

ただし、以下の要件に合致する方は、木材使用量に関わらず、優先的に採択します。

- (1) 令和元年東日本台風(台風19号)の罹災証明書被交付者であること(新築、増改築共通)
- (2) 梁・桁に4m<sup>3</sup>以上かつ、50%以上県産出材を使用すること(新築のみ)
- (3) 構造材に森林認証材又はJAS材を4m<sup>3</sup>以上使用すること(新築のみ)
- (4) 3世代が同居又は近居であること(新築、増改築共通)

3世代同居を  
追加!

③ 提出書類について

申請書類の押印を廃止し、以下の書類を原則提出不要といたしました。

- ・木拾い表
- ・建設業許可通知書
- ・建築確認申請書(第一面～第五面)(建築区分によっては必要になることがあります)

問い合わせ先

【県産木材及び制度全般に関すること】

栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当 ☎028-623-3277

【県産石材、県産漆喰及び伝統工芸品等に関すること】

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当 ☎028-623-3199